

国内募集型企画旅行条件書

この旅行は、NPO法人白川郷自然共生フォーラム（以下当法人）が企画・募集して実施する企画旅行であり、お客様は当法人と企画旅行契約を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5により定める契約書面の一部となります。

■ 募集型企画旅行契約

1. この旅行は、当法人が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当法人と募集型企画旅行契約（以下旅行契約）を締結することになります。
2. 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当法人旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
3. 当法人は、お客様が当法人の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他旅行に関するサービス（以下旅行サービスといいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

■ 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

1. 旅行契約は、当法人が契約締結を承諾し申込金を受領した時点で成立します。
2. 電話、電子メール、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約申込みの場合、予約時点では契約は成立しておらず、当法人が予約承諾の旨を通知し、その後申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、お申し込みがなかったものとして取り扱う場合があります。
3. 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には、予約お申し込み時にお申し出ください。当法人は可能な範囲でこれに応じます。
4. 本項(3)の申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担になります。
5. お申し込みの段階で、満席、満室、その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当法人は、お客様の承諾を得て、お客様が取消し待ち状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様をウェーティングのお客様として登録し、お客様の申込みを受けられるよう努力することがあります。

■ 申込条件

1. 特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格その他の条件が当法人の指定する条件に合致しない場合は、参加をお断りすることがあります。
2. 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっておられる方身体に障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とされる方は、その旨を旅行申し込み時にお申し出ください。当法人は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様の申し出に基づき、当法人がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様にご負担いただきます。また、現地事情や関係機関の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます。また、ツアーの一部内容を変更させていただくか、あるいは参加をお断りする場合があります。
3. お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により医師の診断または治療を必要とする状態にあると当法人が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取ります。これに係る一切の費用はお客様の負担になります。
4. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
5. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、またはツアーの円滑な実施を妨げる恐れがあると当法人が判断する場合は参加をお断りする場合があります。
6. お客様が当法人に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、参加をお断りすることがあります。
7. その他、当法人の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

■ 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）

1. 当法人は旅行契約成立後、速やかにお客様に対して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当法人の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
2. 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当法人はお客様に集合時間、集合場所、利用運送機関、宿泊機関に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の7日前以後の場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。

■ 旅行代金のお支払い期日

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下基準日といいます）よりも前にお支払いいただきます。
2. 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

■ 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃、宿泊費、食事料金、入場・拝観・ガイド等及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。なおご自宅から集合・解散場所までの交通費・宿泊費は代金に含まれません。
2. 添乗員やスタッフが同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
3. その他、パンフレット等において旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

■ 旅行代金に含まれないもの

前項の他は、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1. クリーニング、電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
2. お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）
3. ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

■ 旅行契約内容の変更

当法人は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

■ 旅行代金の額の変更

当法人は、旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

1. 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合は、当法人はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
2. 当法人は、本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるとき、本項(1)の定めるところによりその減少額だけ旅行代金を減額します。
3. 前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当法人はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
4. 当法人は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当法人の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

■ お客様による旅行契約の解除

①旅行開始前

お客様はいつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の取消日」とは、お客様が当法人の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいたときを基準とします。

取消日 ※旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日前	20日～8日前	7日～2日前	前日	当日	開始後または無連絡不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

②旅行開始後

1. 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
2. お客様の責に帰さない事由により、最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当法人は旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当法人の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

■ 当法人による契約の解除

①旅行開始前

当法人は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

1. お客様が、当法人があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
2. お客様が病気、必要な介助者の不在その他事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
4. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
5. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当法人は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行にあつては3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
6. 雪を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当法人があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
7. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

②旅行開始後

当法人は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

1. お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により旅行契約の継続に耐えられないとき。
2. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当法人の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
3. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

■ 旅行代金の払い戻し

当法人は、規定により旅行代金が減額された場合又は旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻しすべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

■ 当法人の責任及び免責事項

1. 当法人は、旅行契約の履行に当たって、当法人又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当法人に対して通知があったときに限ります。
2. 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当法人は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当法人又は当法人の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - 1) 天災地変、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 2) 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - 3) 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 4) 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 5) 自由行動中の事故
 - 6) 食中毒
 - 7) 盗難
 - 8) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

■ お客様の責任

1. お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当法人約款の規定を守らないことにより当法人が損害を被ったときは、当法人はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当法人から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当法人又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

■ 特別補償

1. 当法人は、当法人の責任が生ずるか否かを問わず、当法人旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。
2. 当法人が責任を負うことになったときは、この補償金は当法人が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
3. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、危険な運動中の事故によるものであるときは、当法人は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

■ 旅程保証

1. 当法人は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①～③に掲げる変更を除きます）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当法人に責任が発生することが明らかである場合にはこの限りではありません。（損害賠償の対象になります）
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当法人は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います）
 - A. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - I. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ②旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
 - ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当法人は変更補償金を支払いません。
2. 当法人が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当法人は変更補償金を支払いません。
3. 当法人が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当法人に責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当法人に返還しなければなりません。この場合、当法人は同項の規定に基づき当法人が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
4. 当法人は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）、その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び料金が契約書面のそれを下回った場合)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

※「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。